

公立大学法人埼玉県立大学職員出向規程

平成22年4月1日

規程第32号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「職員就業規則」という。）第16条第6項の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の出向に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において出向とは、法人の命により、職員として法人に在籍したまま、法人以外の法人が認める団体等（以下「出向先」という。）に勤務し、当該指揮命令に従うことをいう。

2 この規程において出向者とは、出向先に出向する職員をいう。

(出向の取扱原則)

第3条 法人は、出向者の労働条件等が出向によって不利益とならないよう配慮するものとする。

(労働条件等の説明)

第4条 法人は、職員に出向を命ずる場合には、当該職員に対し、出向先、出向期間、出向先の業務内容及び労働条件を説明しなければならない。

(出向者の心得)

第5条 出向者は、出向目的を達成するため、出向先の指揮命令に従い、出向先の職員と協力し、誠実に勤務しなければならない。

(出向者の所属)

第6条 出向者の出向期間中の法人における所属は、出向時に在籍していた所属とする。

(届出事項等)

第7条 出向者は、出向期間中に住所及び氏名の変更、被扶養者の異動等があった場合は、速やかに法人に届け出なければならない。

(出向期間)

第8条 出向期間は、原則として3年以内とする。ただし、業務上の都合等により、出向期間を短縮又は延長することがある。

(勤務年数の取扱い)

第9条 前条の出向期間は、法人の勤務年数に通算する。

(労働条件)

第10条 出向者の出向先における服務規律、労働時間、休日及び休暇その他の労働条件（給与は除く。）は、法人が特に定めた事項を除き、出向先の規定を適用するものとする。

(給与)

第11条 出向者の給与は、原則として公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成22年規則第27号）に基づき出向先が支給する。

(共済組合等)

第12条 出向者の共済組合、雇用保険は、法人での加入を継続し、保険料に係る事業者の負担金は、出向先が負担する。

2 出向者の労災保険は、出向先で適用し、保険料に係る事業者の負担金は、出向先が負担する。

(安全衛生)

第13条 出向者の健康管理その他の安全衛生の管理は、出向先が行うものとする。

(懲戒)

第14条 出向者の懲戒は、法人と出向先で協議の上、いずれか一方において、それぞれの定める

ところにより行う。ただし、懲戒事由が解雇に該当する場合は、職員就業規則第45条及び第46条第4号の規定により、法人が行うものとする。

(復帰)

第15条 法人は、出向者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法人に復帰させるものとする。

- 一 出向期間が満了したとき
- 二 出向期間中に法人を退職するとき
- 三 出向先の定める休職又は解雇の事由に該当することとなるとき
- 四 出向先の定める懲戒の事由に該当し、引き続き出向先において業務に従事することが困難となるとき
- 五 その他出向先との協議の上、法人が必要と認めたとき

(旅費)

第16条 赴任、帰任及び出張に係る旅費の取扱いについては、原則として次の各号に定めるところによる。

- 一 出向先へ赴任するときの旅費は、出向先の規定に基づき出向先が支給する。
- 二 法人へ帰任するときの旅費は、法人の規定に基づき法人が支給する。
- 三 出向期間中の出向先の業務に係る出張旅費は、出向先の規定に基づき出向先が支給する。

(その他)

第17条 出向者の取扱について、この規程に定めのない事項が生じたとき、又はこの規程の定めと異なる取扱いをする必要があるときは、法人と出向先との協議の上決定するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。